

土砂災害特別警戒区域の指定案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

【西宮市】

越水字社家郷山(1) I (105000008)ほか

平成30年12月25日付け兵庫県公報第3066号掲載の該当公告（別紙1）に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
<p>1 指定案と現地の状況が違っているため、現地調査を実施してほしい。</p>	<p>1 県では調査実施の周知チラシの配布や委託業者による現地訪問などを行い、斜面地を占有（所有）されている住民の方から了承を頂いてから現地調査を実施することとしています。</p> <p>ご指摘の区域については、占有（所有）されている住民の方と連絡がつかず現地の立入りが出来ない状況であったことから、やむを得ず、航空測量等の成果によって区域設定を行ったところです。県としましても、他と同様の調査精度での指定が望ましいことから、現地調査を行ったうえで、区域指定を行います。</p>
<p>2 現地調査の際に調査目的等の説明や調査後の結果報告がなかった。また区域指定の閲覧の知らせが送付されるまで何の連絡もなく突然の指定通知に戸惑いを感じている。納得のできる説明を現地に再度行なう事を希望する。</p>	<p>2 現地調査を行う前には周知チラシを配布し、調査結果に基づく指定案については説明会を開催するなど、「土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領」に基づき、住民のみなさんへの周知に努めました。</p> <p>現地調査訪問時の声かけや説明も行いましたが、至らない点があったことについては、今後調査を委託する業者への更なる徹底を図っていきます。</p> <p>なお、基礎調査結果は計算や図化作業が</p>

<p>3 短時間で行われた簡単な斜度の調査によって土砂災害特別警戒区域に指定するのではなく、多層ある擁壁等の強度など、もっと精密に調査してほしい。</p> <p>4 土砂災害特別警戒区域の指定がなされることの地域への影響を考えてほしい。</p>	<p>必要なため、現地調査当日に説明することはできません。</p> <p>基礎調査結果の周知にあたっては、土砂災害防止法施行規則に県公報やインターネット等を用いることとされていますが、県ではより丁寧な周知に努めるため、「土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領」を定め、指定案の事前閲覧や区域内の住民に対する説明会の実施などを行っているところです。</p> <p>指定案の事前閲覧、説明会の開催にあたっては、県 HP への掲載や市政ニュースへの掲載の他、説明会のお知らせを各戸へポスティングをした上で、1月9日(水)から23日(水)まで兵庫県西宮土木事務所と西宮市役所夙川市民サービスセンターにおいて閲覧を行いました。</p> <p>個別箇所の説明会を1月14日(祝・月)と20日(日)に市内2箇所の会場で開催しており、さらに個別説明を行うことは困難なため、ご希望されている現地での個別再説明はできません。</p> <p>3 県では、学識経験者等による検討会にて策定した「土砂災害防止法 基礎調査マニュアル」に基づき、現地調査を行い、区域を設定しています。</p> <p>現地調査では斜面の勾配や高さ、地質、擁壁の有無等を確認することとされており、ご意見の区域についても、現地で擁壁等の状況を確認し、その効果を考慮した区域を設定します。</p> <p>4 土砂災害特別警戒区域は土砂災害防止法に基づき、土砂災害から人命を守るために新規立地抑制や建築物の安全確保のための措置を講じることを目的に指定しています。</p> <p>資産価値の低下については、法律制定時</p>
--	--

	<p>の参議院災害対策特別委員会において「土砂災害警戒区域等の指定は、住民自身の生命身体を守るためにその土地が持つ地形や地質という自然の危険性を明らかにするものであり、財産権の侵害にはあたらない」との答弁がなされています。</p> <p>法律の趣旨を踏まえて、資産価値や地域全体の評価の低下についてはご理解をお願いします。</p>
--	---

### 3 公表資料の公表期間

平成31年(2019年)3月5日から平成31年(2019年)9月5日まで

# 兵庫県公報

平成30年12月25日 火曜日 第 3066 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）	1
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 同 上（同）	5
<b>公 告</b>	
○ 市の名称変更（市町振興課）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告の取消し（県立柏原病院）	9
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告（県立兵庫工業高等学校）	10
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	13
○ 同 上	13
<b>正 誤</b>	
○ 平成29年10月6日付け兵庫県公報号外中	13

## 告 示

### 兵庫県告示第1065号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 事務所の名称及び所在地  
名 称 株式会社アール・ツーエス兵庫支店  
所在地 西宮市馬場町1-13 エスアール西宮201
- 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 株式会社アール・ツーエス  
主たる事務所の所在地 福岡市博多区元町1-6-16
- 指定年月日  
平成30年12月10日

### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
越水字社家郷山(1) I (105000008)	西宮市越水字社家郷山（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
鷲林寺字剣谷(1) I (105000010)	西宮市鷲林寺字剣谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
北山 I (105000013)	西宮市北山町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
苦楽園(3)(2) I (105000021)	西宮市苦楽園二番町（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
苦楽園(8) I (105000024)	西宮市苦楽園五番町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
角石 I (105000026)	西宮市角石町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
美作 I (105000027)	西宮市美作町（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
甲山(1) I (105000028)	西宮市甲山町（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
甲山(1) II (105000030)	西宮市甲山町（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
甲山(2) II (105000032)	西宮市甲山町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
水分谷右支溪(2) I (205000006)	西宮市北山町（別図11のとおり）	土石流	別図11のとおり
水分谷右支溪(3) I (205000007)	西宮市北山町（別図12のとおり）	土石流	別図12のとおり
水分谷右支溪(4) I (205000008)	西宮市北山町（別図13のとおり）	土石流	別図13のとおり
水分谷右支溪(5) I (205000009)	西宮市北山町（別図14のとおり）	土石流	別図14のとおり

仁川左支溪 1 (205000016)	西宮市越水社家郷山 (別図 15のとおり)	土石流	別図15のとおり
------------------------	--------------------------	-----	----------

(別図 1 から別図15までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成31年1月9日(水)から同月23日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所夙川市民サービスセンター
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市植塚町2-28
  - (3) 提出期限  
平成31年1月23日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パピオスあかし  
所在地 明石市大明石町一丁目6番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大林新皇和不動産株式会社(パピオスあかし管理組合法人専門管理者)  
住所 東京都千代田区九段南三丁目3番6号  
代表者の氏名 齋 藤 正 博
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
    - ア 変更前  
佐 藤 卓
    - イ 変更後  
齋 藤 正 博
  - (2) 駐輪場の収容台数
    - ア 変更前  
512台
    - イ 変更後  
268台
- 4 変更年月日  
平成31年7月6日ほか